

大治町
スポーツセンターリノベーション事業
共同企業体取扱要領

令和5年9月

大治町

大治町スポーツセンターリノベーション事業共同企業体取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、大治町スポーツセンターリノベーション事業（以下「本事業」という。）の設計業務、工事監理業務及び施工業務（以下「本件業務」という。）を実施するに際して、技術力の集結等により効果的な業務実施ができると認める場合に結成する共同企業体に関し、その適正な範囲と活用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、共同企業体とは、大治町スポーツセンターリノベーション事業共同企業体協定書による共同企業体をいう。

2 本件業務の業務区分は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 設計業務

調査業務、基本設計業務、実施設計業務、積算業務及びその関連業務をいう。

(2) 工事監理業務

工事監理業務及びその関連業務をいう。

(3) 施工業務

建築、電気設備、機械設備、外構等の施工業務及びその関連業務をいう。

(方式)

第3条 共同企業体の方式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同実施方式

各構成員が、設計業務、工事監理業務及び施工業務について共同実施する方式。

(2) 分担実施方式

設計業務、工事監理業務又は施工業務の各業務について、それぞれ一の構成員のみで業務を分担実施する方式。

(3) 併用方式

設計業務、工事監理業務又は施工業務の業務ごとに、一の構成員により実施又は分担した業務について各構成員が共同実施することにより事業を行う方式。

第2章 共同企業体

(結成)

第4条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の数は、第3条に定める共同企業体の方式により、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同実施方式では、構成員数は2者とする。代表法人となる構成員は施工業務と併せて

主たる設計業務及び工事監理業務を担当することとし、施工業務を行う第1位構成員としての資格条件を満たすこと。

(2) 分担実施方式では、構成員数は2者又は3者とする。代表法人となる構成員は施工業務を担当することとし、施工業務を行う第1位構成員としての資格条件を満たすこと。

(3) 併用方式では、構成員数は3者又は4者とする。代表法人となる構成員は施工業務を担当することとし、施工業務を行う第1位構成員としての資格条件を満たすこと。

(構成員の資格)

第6条 構成員の資格要件は、別に定めるものとする。

(構成員の出資の割合)

第7条 共同実施方式による構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

2 併用方式による構成員の出資比率は、施工業務を担当する構成員のうち分担工事額における均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

3 代表法人の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

(入札参加資格審査申請)

第8条 共同企業体は、共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書兼誓約書(様式2-6)、大治町スポーツセンターリノベーション事業共同企業体協定書(様式2-7)及び委任状(様式2-8)を町に提出しなければならない。

(存続期間)

第9条 共同企業体の存続期間は、入札の結果本事業を落札した共同企業体にあつては、本事業が完了し、共同企業体の清算が終了するまでとし、落札者以外の共同企業体にあつては、本事業の事業契約が締結された日までとする。

第3章 適正な施工の確保等

(適正な設計・施工の実施)

第10条 共同企業体は、各構成員相互の信頼と協調のもとに、この要領及び協定書の定めるところにより、本件業務を共同の責任で、円滑で適切に実施するものとする。

(設計・工事監理・施工体制等の調査等)

第11条 町は、共同企業体による本件業務の円滑かつ適正な実施を確保するため、通常の監督業務に加えて、本件業務の実施状況及び運営状況等について調査し、必要な指導監督を行うものとする。

(構成員の脱退等に関する措置)

第12条 共同企業体の構成員のいずれかが本件業務の実施途中において脱退し、除名され、又は破産若しくは解散した場合は、残存する構成員において共同連帯して本件業務を完成させるものとする。ただし、残存する構成員によっては、残業務の適切な設計・工事監理・施工等が困難と認められるときは、事業契約を解除するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 13 条 共同企業体は、その解散後においても、本件業務の契約の内容に適合しないものについて共同連帯してその責に任ずるものとする。

(特別の解除事由)

第 14 条 町は、構成員間の紛争その他の事由により、共同企業体が事業契約を履行しないとき、又は当該契約期間内に履行する見込みがないと認めるときは、催告をしないで契約を解除するものとする。

(保証金)

第 15 条 共同企業体の構成員のうち、入札保証金又は契約保証金の免除対象者がある場合は、当該共同企業体の入札保証金又は契約保証金の全額又は一部の納付を免除することができる。

附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。